

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 長野県長野市稻里一丁目5番地3

氏 名 ミヤマ株式会社 代表取締役 南 克明
(法人にあっては、名称および代表者の氏名)優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

福井県知事 杉本 達治

許可の年月日
許可の有効年月日令和4年 8月18日
令和11年 8月 5日

1. 事業の範囲

積替保管の有無

積替保管を含まない

特別管理産業廃棄物の種類

廃油（揮発油類、灯油類および軽油類のもの、またはトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペンもしくはベンゼンを含むことにより有害なものに限る。）

廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの、または水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレンもしくはこれらの化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベルカンブもしくはベンゼンを含むことにより有害なものに限る。）

廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの、または水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレンもしくはこれらの化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベルカンブもしくはベンゼンを含むことにより有害なものに限る。）

廃石綿等

廃P C B等（低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に限る。）

P C B汚染物（低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に限る。）

燃え殻（六価クロム化合物を含むことにより有害なものに限る。）

汚泥（水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレンまたはこれらの化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベルカンブ、ベンゼンもしくはダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。）

ばいじん（水銀、鉛、セレンまたはこれらの化合物またはダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。）

以上9種類

2. 積替えまたは保管を行うすべての場所の所在地および面積ならびに当該場所ごとの積替えまたは保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限および積み上げができる高さ

なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新または変更の状況

- (1) 平成 5年 8月 6日 新規許可
- (2) 平成 10年 5月 15日 変更許可
- (3) 平成 10年 8月 6日 更新許可
- (4) 平成 15年 6月 27日 変更許可
- (5) 平成 15年 8月 6日 更新許可
- (6) 平成 19年 2月 6日 再交付
・代表者の氏名の変更
- (7) 平成 19年 9月 27日 変更許可
・取り扱う特別管理産業廃棄物の種類に廃石綿等を追加
- (8) 平成 20年 8月 6日 更新許可
- (9) 平成 26年 10月 14日 変更許可
・取り扱う特別管理産業廃棄物の種類に廃ポリ塩化ビフェニル等（低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に限る。）およびポリ塩化ビフェニル汚染物（低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に限る。）を追加
- (10) 平成 27年 8月 26日 更新許可・優良認定
- (11) 平成 28年 3月 25日 再交付
・住所の変更
- (12) 令和 4年 3月 8日 変更許可
・特別管理産業廃棄物の種類に燃え殻（六価クロムを含むことのみにより有害なもの。）を追加
- (13) 令和 4年 8月 18日 更新許可・優良認定

5. 積替え許可の有無 無

市名 一 許可番号 一

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有